

1 事案の概要

(1) 令和元年12月18日、被申立人Y1会社（以下「会社」という。）は、会社の唯一の事業所であるB2工場の閉鎖を発表した。

2年8月24日、会社は、申立人X3支部（旧名称は、X3〃支部又はX3〃〃支部。以下、改称の前後を通じて「X3支部」という。）の組合員（以下、単に「組合員」と表記する場合は、X3支部の組合員を指す。）を含む会社の従業員に対し、9月30日付けで解雇することなどを内容とする解雇予告通知書を交付し、9月30日に組合員10名を解雇した。

3年9月30日、申立人X1組合（旧名称は、X1〃組合。以下、改称の前後を通じて「X1組合」という。）、X2組合（旧名称は、X2〃組合。以下、改称の前後を通じて「X2組合」という。）及びX3支部（以下、三つの組合を併せて「3労組」又は「組合ら」という。）は、会社に対し、B2工場の閉鎖の撤回や組合員の原職復帰、〇〇円の和解金の支払などを要求した。

10月19日、会社が、3労組に対し、組合員に対する特別退職金及び3労組に対する解決金として、合計〇〇円を支払うことを提案した（以下「第一次提案」という。）ところ、組合らは、その後開催された団体交渉において、会社と他の労働組合との和解条件と異なっており差別的取扱いであると指摘した。

この指摘を受け、4年7月20日、会社が、3労組に対し、第一次提案から約〇〇円を上乗せし、解決金として合計〇〇円を支払うことを提案した（以下「第二次提案」という。）のに対し、8月18日、組合らは、更にバックペイや労働争議にかかった諸経費などを要求した。

3労組と会社とは、3年12月9日、4年1月20日、3月16日、6月14日及び8月26日に、計5回の団体交渉を行ったが、第5回目の団体交渉において、会社は、労使双方には解決金の額だけではなく考え方にも違いがあり、これ以上和解協議を続けても成果は得られない旨を述べて、団体交渉を打ち切った。

10月14日、3労組は、会社が団体交渉を打ち切ったことに抗議したが、11月1日、会社は、団体交渉の再開を拒否した。

5年2月28日、3労組は、団体交渉の再開などを改めて要求したが、3月2日、会社は、第二次提案の内容に基づいた和解協議をする意思は全くないとして応じなかった。

- (2) 本件は、①会社が、4年8月26日の第5回団体交渉で第一次提案及び第二次提案を撤回し、団体交渉を打ち切ったことは、X3支部の組合員に対する不利益取扱い及び3労組の弱体化を図る支配介入に当たるか否か（争点1）、②会社が第5回団体交渉後、3労組が申し入れた争議を解決するための団体交渉を拒否しているのは、正当な理由のない団体交渉拒否及び3労組の弱体化を図る支配介入に当たるか否か（争点2）が、それぞれ争われた事案である。

2 請求する救済の内容

本件申立て後、請求する救済の内容の追加申立てや一部取下げなどを経て、本件結審時における請求する救済の内容は、要旨以下のとおりとなった（後記第2.22(8)）。

- (1) 4年7月20日の第二次提案で提示した和解金〇〇円を3労組に支払うこと。
- (2) 3労組の要求事項について、誠実に団体交渉に応じること。
- (3) 誓約書の交付及び掲示

第2 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人X1組合は、全国における商業・サービス分野等の労働者が組織する労働組合であり、本件申立時の組合員数は約2万2,000名である。
- (2) 申立人X2組合は、愛知県における労働者が組織する労働組合であり、X1組合の下部組織である。X2組合の本件申立時の組合員数は約300名である。
- (3) 申立人X3支部は、B2工場で働く労働者が組織する労働組合であり、X2組合に組織加盟している。X3支部は、昭和47年に公然化し、本件申立時の組合員数は10名である。
- (4) 被申立人会社は、登記簿上、肩書地に本店を置き、合成樹脂その他有機無機化学工業薬品の製造販売等を主たる事業とする株式会社であり、申立

外C1会社（以下「C1会社」という。）の100パーセント子会社であった。

また、会社及びC1会社は、申立外C2会社（所在地は米国ミシガン州。以下「C2会社」という。）を筆頭とする企業グループに属していた（以下、C2会社、C1会社及び会社を併せて「3社」といい、C2会社を筆頭とする企業グループを指して「C3グループ」という。）。

会社は、昭和37年にB2工場の操業を開始した。

B2工場は会社にとって唯一の事業所であり、本件申立時における同工場の従業員数は22名であった。

B2工場は、令和2年9月30日に閉鎖された。

会社は、3年12月17日に開催された株主総会により解散が決議されたが、本件結審日現在、清算会社として存続している。

2 従前の労使関係

- (1) 昭和56年12月21日、X2組合と会社とは、今後安定した労使関係の維持継続を図るためとして、双方が合意した事項について協定書を締結した。

この協定書には、組合員の個々の人事について、「雇用調整は、協議とする。」と記載されていた。加えて、会社が食堂内の組合掲示板設置を認める旨も記載されていた。

また、同日、X3支部と会社とは、「和解関連交渉議事録（摘録）」と題する協定書を締結した。この協定書には、人員整理や希望退職などの雇用調整問題については両者で話し合うこと及び組合事務所の貸与に関する確認事項が記載されていた（以下、これらの協定書を併せて「昭和56年協定」という。）。

- (2) 57年5月1日、X3支部と会社とは、会社がX3支部に対し、B2工場の敷地内にある建物を組合事務所として貸し渡すことを約する貸与契約を締結した（以下、昭和56年協定のうち組合掲示板及び組合事務所に関する記載部分を併せて「組合事務所貸与契約等」という。）。

- (3) 平成17年3月29日、3労組と会社とは、会社が行った希望退職募集に際し協定書を締結した。

この協定書には、会社は、今後、希望退職募集を実施する事態とならないよう、これまで以上に雇用維持・確保を図るよう努力する旨が記載され

ていた。

3 B 2 工場閉鎖及び組合員解雇に至るまでの経緯

- (1) 令和元年5月21日、X 2 組合及びX 3 支部は、会社、C 1 会社及び申立外 C 4 会社に対し、会社がB 2 工場の物流基地化若しくは閉鎖を行おうとしているのではないかとして、工場閉鎖などを行わないと回答するよう求めた。

5月24日、会社は、6月半ばをめどにX 2 組合及びX 3 支部への説明及び協議申入れの機会を設けると回答したが、X 3 支部はこれを不服として5月27日から同月31日にかけてストライキを実施した。

- (2) 6月14日、会社は、3 労組に対する説明会を開催し、説明に際し、①会社が、C 2 会社からコーティング事業を行う工場として最も高リスクな工場の一つであるとの指摘を受けたこと、②方針案として、シナリオ1「安全上の法令及びC 5 基準に適合するために必要な投資を受けて工場の事業継続」（投資額は〇〇円）及びシナリオ2「B 2 工場を閉鎖し、主な生産拠点を台湾及び他の海外工場へ移管」（投資額は〇〇円）の2案で検討中であること、③工場の運営を継続するために必要な投資の回収が困難であるためシナリオ2が優位であることなどを記載した文書を提示した。

- (3) 3 労組と会社とは、6月14日から、会社がB 2 工場の閉鎖を通知する12月18日（後記(5)）までの間に、7月1日、同月23日、8月19日、9月9日、同月27日、10月15日、11月12日及び12月10日に、計8回の団体交渉を行い、B 2 工場の閉鎖に関する協議を行った。

7月1日の団体交渉において、会社は、まだ決定はしていないものの、B 2 工場が閉鎖されれば、会社は解散ということになると述べた。

この間、X 2 組合及びX 3 支部は、会社に対し、協議中に工場閉鎖に向けていると思われる動きをしないことを求める7月30日付けの抗議文及び団体交渉における対応が不誠実であることなどを主張する10月25日付けの抗議文を提出した。

これに対し、会社は、閉鎖に向けた動きは行っていないなどとして、8月19日付け及び11月8日付けの文書でそれぞれ反論した。

X 3 支部は、会社に対し、6月14日の説明会で提示した資料の根拠、会

社の利益状況、施設投資の内容及び必要性等に関する8月8日付けの質問書を提出した。

これに対し、会社は、質問項目ごとに回答を記載した9月5日付けの文書で回答した。

(4) 12月16日、3労組は、当委員会に対し、会社及びC1会社を被申立人として、会社及びC1会社の行為が不誠実団体交渉、団体交渉拒否及び支配介入に当たるとして不当労働行為救済申立てを行った（都労委令和元年不第91号事件）。

(5) 12月18日、会社は、X3支部に対し、①B2工場を閉鎖することとし2年6月末をめどに生産を中止すること及び②退職条件等についての協議をなるべく早く開始したいことなどを文書で通知した。

(6) 2年1月24日、3労組は、3社に対し、B2工場閉鎖の撤回、操業継続及び同工場で働く労働者の雇用を守ることを要求し、団体交渉を申し入れた。

2月5日及び6日、C2会社とC1会社は、組合員らを雇用していないことを理由として団体交渉を拒否したが、3労組と会社とは、9月30日の組合員の解雇（後記(11)）までの間、2月25日、3月19日、6月17日、8月18日、9月9日及び同月29日に、合計6回の団体交渉を行った。

3月19日以降の団体交渉において、会社は、早期退職制度（後記(8)）についての協議に応じるよう繰り返し求めたが、組合らは、B2工場の閉鎖に納得していないため受け入れられないとした。

(7) 2月5日、B2工場において、引火性及び毒性のある化学物質が工場内の排水溝に漏洩する事故が発生し、以降生産が停止された。

3月3日、会社は、X3支部に対し、工場の生産再開は非常に困難な状況であることを文書で通知し、同月10日には、工場再開のための設備投資は現実的でないとして、生産を再開しないことを通知した。

(8) 3月17日、会社は、3労組に対し、B2工場の閉鎖を前提として、早期退職制度についての協議を申し入れ、概要以下アからカまでの条件を提示したが、同月27日、3労組は協議に応じることはできないとして提案を拒絶した。

ア 特別退職金として、2年4月の基準賃金の8か月分（ただし、定年後再雇用社員は6か月分）を支給する。

イ 上記アに加え、年齢別特別退職金として、2年4月の基準賃金に各人の年齢に応じた下記の倍数を乗じた金額を支給する。

年齢	倍数
44歳以下	3
45～49歳	5
50歳	8
51歳	10
52～53歳	13
54～55歳	16
56歳	13
57歳	3
58歳	2
59歳以上	0

ウ 上記ア及びイに加え、勤続年数特別退職金として、2年4月の基準賃金3か月分を支給する（ただし、定年後再雇用社員を除く。）。

エ 再就職支援サービスの無償提供又は再就職支援金〇〇円支給のいずれかを適用する。

オ 希望退職の募集期間は2年4月15日から同月30日までとし、退職日は、9月30日とする。

カ 退職日現在の未使用年次有給休暇を買い上げる。

(9) 4月6日、3労組は、当委員会に対し、3社を被申立人として、3社の行為が不誠実団体交渉、団体交渉拒否及び支配介入に当たるとして不当労働行為救済申立てを行った（都労委令和2年不第32号事件）。

(10) 8月24日、会社は、X3支部の組合員を含む会社の従業員に対し解雇予告通知書を交付し、9月30日をもって解雇することを通知した。

この解雇予告通知書には「ただし、解雇日以前に労働組合との協議で雇用関係についての何らかの合意がなされた場合は、その内容に従うものとします。」と記載されていた。

また、9月8日、会社は、3労組に対し、早期退職制度についての協議が進展し、合意のめどが立つのであれば、退職時期について若干延ばすことを検討することを文書で通知した。

- (1) 9月30日、会社は、B2工場を閉鎖し、X3支部の組合員10名を全員解雇した。

4 申立外C6組合と会社との交渉経過

- (1) 9月9日、B2工場の製造エリアマネージャーであり、X2組合の組合員であったZ1が、X2組合を脱退し、X3支部の組合員であったZ2とともにC6組合（以下「C6組合」という。）を結成した。

以後、X3支部の組合員7名が脱退してC6組合に加入した。8月24日の時点で、B2工場で勤務する一般従業員18名がX3支部の組合員であったが、Z2及び上記7名の脱退により、X3支部の組合員は10名となった。

- (2) 9月23日、会社とC6組合とは、早期退職制度に合意することを前提として、①C6組合の組合員への解雇予告通知を取り消すこと及び②両者がC6組合の組合員の早期退職条件について11月30日までを交渉期間として協議を行うことで合意した。

- (3) 11月27日、会社とC6組合とは、C6組合の組合員に概要以下アからキまでの内容で早期退職制度を適用することに合意した。

ア 特別退職金として、2年4月の基準賃金の8か月分（ただし、定年後再雇用社員は6か月分）を支給する。

イ 上記アに加え、年齢別特別退職金として、2年4月の基準賃金に各人の年齢に応じた下記の倍数を乗じた金額を支給する。

年齢	倍数
44歳以下	8
45～53歳	14
54～55歳	16
56歳	13
57歳	3
58歳	2
59歳以上	0

ウ 上記ア及びイに加え、勤続年数特別退職金として、2年4月の基準賃金3か月分を支給する（ただし、定年後再雇用社員を除く。）。

エ 再就職支援サービスの無償提供又は再就職支援金〇〇円支給のいずれかを適用する。

オ 退職日は、3年1月31日とする。

カ 退職日現在の未使用年次有給休暇を買い上げる。

キ 令和3年夏季賞与相当額を支払う（対象期間の在籍期間比例分を加算する。）。

5 訴訟の提起

2年10月7日、組合員10名と3労組は、名古屋地方裁判所に対し、会社を被告として、組合員10名が労働契約上の権利を有する地位にあることの確認、賃金の支払及び損害賠償の支払を求めて、訴訟を提起した（名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第〇〇号事件。以下「地位確認等訴訟」という。）。

また、同日、組合員10名は、名古屋地方裁判所に対し、組合員10名を債権者、会社を債務者として、地位保全及び賃金仮払仮処分申立事件を申し立てた（名古屋地方裁判所令和2年（ヨ）第〇〇号事件）。

6 組合事務所等に関する経緯

(1) 9月24日、会社は、X2組合及びX3支部に対し、B2工場の閉鎖に伴い建物を撤去するため、組合事務所貸与契約等を12月末日で解約し、同日までに組合事務所の明渡しを求め協議を申し入れた。

これに対し、9月25日、3労組は、組合活動を制限するもので到底受け入れられないなどとして、文書で抗議した。

(2) 10月8日、会社は、X2組合及びX3支部に対し、3年1月8日をもって組合事務所貸与契約等を解約することを通知し、同日までに組合事務所を明け渡し、組合掲示板を撤去するよう求める内容の文書を送付した。

これに対し、2年10月13日、X3支部は、会社に対し、組合事務所貸与契約等の解約通知書の送付は不当労働行為に当たるとして、同解約通知書の撤回を求めた。

(3) 3年1月18日、会社は、X2組合及びX3支部に対し、同月26日までに組合事務所内の荷物や組合掲示板を撤去するよう求め、撤去が完了しない

場合には、会社側で撤去、保管することを通知した。

(4) 1月27日、会社は、B2工場の駐車場に設置された組合旗や看板を撤去した。

(5) 2月15日、3労組は、組合事務所の継続使用及び明渡しについて話し合いによる解決を求め、当委員会にあっせんを申請し（令和3年都委争第13号事件）、4月から5月にかけてあっせん期日が実施されたが、5月31日、あっせんは不調により打ち切りとなった。

(6) 3月頃、会社は、食堂及び総務事務所が入る建物を解体する際、設置されていた組合掲示板を撤去した。

4月頃、会社から建物の解体作業の依頼を受けた業者が、X3支部から事前の承諾を得ることなく、組合事務所に設置していた会社所有のエアコンを撤去した。

(7) 7月29日、会社は、名古屋地方裁判所に対し、X3支部を被告として、X3支部との間で締結した組合事務所を貸与する契約（前記2(2)）を解約したとして、組合事務所の建物の明渡しを求めるとともに、建物の地盤崩壊を防止するために行った土留め工事に要した費用等の支払を求め訴訟（名古屋地方裁判所令和3年（ワ）第〇〇号）を提起した（以下「組合事務所明渡請求等訴訟」という。）。なお、組合事務所明渡請求等訴訟は、地位確認等訴訟（前記5）と併合して審理された。

7 本件救済申立て

2年11月4日、3労組は、会社を被申立人として、当委員会に対し、①組合員10名に対する9月30日付けの解雇をなかったものとして扱い、同人らを原職又は原職相当職に復帰させ、復帰までの間の賃金相当額を支払うこと、②組合員の雇用を延長せず、組合員がX3支部を脱退するよう仕向ける等のX3支部に対する切り崩しを行わないこと並びに③誓約書の交付及び掲示を求める本件不当労働行為救済申立てを行った。

8 全面解決要求書

3年9月30日、3労組は、3社に対し、「全面解決要求書」と題する文書（以下「全面解決要求書」という。）を提示した。全面解決要求書には、概要以下(1)から(4)までの内容が記載されていた。

- (1) B 2 工場の閉鎖、組合員10名の解雇、C 6 組合との間の差別的取扱い、X 3 支部の切り崩し及び組合事務所・掲示板の使用妨害について謝罪すること。
- (2) B 2 工場の操業を再開し、定年後再雇用期間を満了した組合員 1 名を除く組合員 9 名を原職復帰させること。
- (3) 定年後再雇用期間を満了した組合員 1 名を除く組合員 9 名に対し、解雇前と同等の内容の雇用を保障し、組合員10名の解雇を撤回すること。
- (4) 3 社が上記(2)及び(3)を実行できない場合、組合員の解雇、C 6 組合との間の差別的取扱い及びX 3 支部の切り崩し、組合事務所・掲示板の使用妨害並びに組合事務所・掲示板及びX 3 支部がなくなることについての損害金、更に争議経費を加え、合計〇〇円を支払うこと。

9 第一次提案

10月19日、会社は、3 労組に対し、「2021年 9 月30日付『全面解決要求書』に対するご回答」を提示し、全面解決要求書の(1)から(3)までには応じられないと回答した。

また、全面解決要求書の(4)については余りに過大な要求で応じられないとしつつ、会社が当初から提案していた早期退職制度の条件（前記 3 (8)）及び C 6 組合に対して支払った特別退職金の条件（前記 4 (3)）を組合員に適用し算出した金額に加え、3 労組に対する解決金を加算し、下表の内容にて合計〇〇円を支払うことを提案した（第一次提案）。

①貴組合の組合員ら個人分	金額
a 当社の提示していた早期退職制度の特別退職金の貴組合員らの合計分	〇〇 円
b 特別退職金としてC 6 組合に対し a の条件から上乗せした金額の総額	〇〇 円
c b から更に特別退職金 4 か月分を上乗せした金額の総額（ただし、定年後再雇用期間を満了した組合員 1 名を除く。）	〇〇 円
②貴組合らへの解決金	金額
d 労働委員会における組合事務所のあっせん	〇〇円

委員会から提示された協定書案に記載の条件

で当社の見積もった金額を踏まえた解決金

e 本和解において解決できることを前提に追加 ○〇円

して提示する解決金

合計額 ○〇 円

* なお、特別退職金の算定基礎となる1か月分は、社員退職金支給規則第5条の定め（基本給、職能給、年齢給又は調整給の合計から加給を差し引いた額）に従うものとする。

10 12月9日の団体交渉

10月14日、3労組は3社に対し、全面解決要求書に記載の要求事項について団体交渉を申し入れ、3労組と会社とは、12月9日に団体交渉を行った（以下「第1回団体交渉」という。）。

(1) 組合ら側の出席者は、X1組合から1名、申立外A4組合（以下「A4組合」という。）から2名、X2組合から1名、X3支部から1名の計5名であった。会社側の出席者は、当時の代表取締役外1名、弁護士2名の計4名であった。

(2) この団体交渉において、要旨以下アからウまでのやり取りがあった。

ア 謝罪条項について

会社は、全面解決要求書の工場閉鎖と組合員解雇については、申し訳ないという気持ちはあるものの、これまで長い期間をかけて組合らに説明してきたこと、また、C6組合との間の差別的取扱いとX3支部の切り崩しについては、そのような事実はないと考えていることを理由に、いずれも謝罪には応じられないとの意向を示した。

また、組合事務所及び掲示板の使用ができなくなったことについて、会社は、B2工場の解体に伴うやむを得ないものであった上、組合事務所貸与契約等の解約申し入れや外部施設の賃料負担の提案も行うなど事前に手続を経ていることから違法性はないと考えているものの、申し訳ないという気持ちはあり、文言次第では和解協定書に盛り込む余地があると述べた。

その後、謝罪条項に関するやり取りは1時間程度に及んだが、最終的

に組合らは、第一次提案のうち、「組合員に対する謝罪は致しかねます。」とした部分を訂正し、文書で回答し直すことを求めるに至った。

イ 組合員の雇用確保について

組合らが、組合員の雇用を守るために会社がどのような検討をしたかを質問したところ、会社は、名古屋にある関連会社に打診をしたが人員を受け入れる余裕がなかったこと、他の地方にあるC3グループの会社でも受け入れられなかったこと及びC1会社には生産業務がなく組合員の経験を活かせる仕事がないことを説明した。

さらに、組合らが、雇用保障の可能性を検討するために会社の財務状況を把握することが必要であるとして、2年度及び3年度の第3四半期までの決算書を提出するよう求めたところ、会社は持ち帰って検討すると応じた。

ウ 第一次提案の金銭解決案について

組合らは、第一次提案において、特別退職金の算定基礎となる1か月分の給与を基本給等の合計から加給を差し引いた額と記載していることについて、C6組合に提示している額と違うのではないかと指摘した。

これに対し、会社は、C6組合と同じ計算方法で特別退職金の加算額を計算したものであり、計算の際に誤解が生じないように記載しているにすぎないと述べた。

11 会社の解散

12月17日に開催された会社の株主総会において、会社を解散することが決議された。

12 全面解決要求書に対する追加回答

4年1月14日、会社は、3労組に対し、「当社として雇用関係を終了したことや、組合事務所が使用できなくなったことに関して遺憾の意を表する文言を入れることは可能です。」と記載した文書及び2年度の通期決算資料を送付した。

13 4年1月20日の団体交渉

1月20日、3労組と会社とは、団体交渉を行った（以下「第2回団体交渉」という。）。

- (1) 組合ら側の出席者は、X 1 組合から 1 名、A 4 組合から 2 名、X 2 組合から 1 名、X 3 支部から 1 名の計 5 名であった。会社側の出席者は、当時の代表清算人及び弁護士 2 名の計 3 名であった。
- (2) 冒頭、組合らは、第一に B 2 工場操業再開を要求するのは変わらないとした上で、組合員が従前と同等の雇用を保障されることを改めて求めたく、それが難しいのであれば金銭解決をどうしていくかという議論に進みたいと述べた。

その後、要旨以下アからカまでのやり取りがあった。

ア 謝罪条項について

組合らは、会社から、工場閉鎖、解雇及び組合事務所を使用できなくさせていることは申し訳ないと思っている旨が記載された文書（前記12）が届き、全面解決の際にどういった文言にするかはともかく、前回の団体交渉に対する回答はあったということにしたいと述べた。

イ 決算書について

組合らが、元年度には〇〇円程度あった売掛金が 2 年度にはゼロになっていること、また、利益剰余金について、元年度には〇〇円程度あったものが 2 年度には〇〇円余りになっていることを指摘したところ、会社は、確認した上で別途回答したいと述べた。

ウ 会社の解散について

組合らは、3 年12月17日の株主総会で会社の解散が決議されたことについて、雇用に関わる問題で団体交渉中であり、3 労組が会社の継続を要求しているのにもかかわらず解散の決議を行ったことは、信義則に反すると述べた。

これに対し、会社は、工場再開の選択肢がないことは従前から説明してきたし、工場の解体工事が進み土地を地権者に返却するめどが立ったため解散の手続を行ったにすぎないなどと述べた。

その後、組合らは、解散の決議を行ったことは不当である旨の主張を繰り返した。

エ 第一次提案の金銭解決案について

会社が第一次提案で示した金銭解決案について、組合らは、以下(ア)か

ら(カ)までの点を指摘した。

- (ア) 特別退職金の算定基礎となる給与が、給与規程中の基準賃金と比べて低額であること。
- (イ) 会社都合による退職は、従業員の意思で勤続年数を延ばすことができない点で定年退職と同じであるから、定年退職と同率の積み増しがされるべきであること。
- (ウ) C 6 組合の組合員に支払った再就職支援金や年次有休休暇の買取りが含まれておらず、差別の問題があること。
- (エ) C 6 組合の組合員は、2 年度の冬の賞与を全額支給された上、翌年度の夏の賞与も一部支給されたのに対し、X 3 支部の組合員には支給されないのが差別であること。
- (オ) 特別退職金の算定基礎となる給与について、2 年度ではなく元年度のものを使っているようにみえること。
- (カ) 加給は、勤続年数が一定以上の職員にのみ支給されており、これを差し引くと、勤続年数の短い組合員の方が特別退職金の算定基礎が多くなるという逆転が生じる可能性があること。

これに対し、会社が、上記指摘事項の内容を要約して確認し、C 6 組合と同じ条件にした上でプラスアルファのところを話し合いたいということかを確認したところ、組合らは、生涯賃金の損害額、再雇用の期間の損害分の支払を前提とした上で、退職金については議論の余地があるなどと述べた。

オ 組合員の雇用確保について

組合らが、組合員の雇用について尋ねたところ、会社は、名古屋地区の C 3 グループ関連企業において採用がないことは明らかであり、グループ内の合弁企業も当たったが採用は難しい状況であった、再就職先との協議においては従業員本人が就業の意思を有していることが前提となる所、組合らが工場再開を強く求めていた段階では、就業先を見付けたとしても組合員が再就職に応じない可能性が高く、相手方との協議は難しい状況であったと述べた。

カ 全面解決要求書の内容について

会社が、組合らに対し、全面解決要求書で要求した金額を和解の最低ラインと考えているのかを確認したところ、組合らは、要求どおりの金額でないと和解できないわけではないとしつつ、まずは会社が組合員の雇用確保の努力をして提案するべきだとの見解を述べた。

これに対し、会社は、検討はしてみるものの要求に応えることは約束できないと述べた。

14 4年3月16日の団体交渉

3月16日、組合らと会社とは、団体交渉を行った（以下「第3回団体交渉」という。）。

- (1) 組合ら側の出席者は、X 1 組合から 2 名、A 4 組合から 2 名、X 2 組合から 1 名の計 5 名であった。会社側の出席者は、当時の代表清算人外 1 名、弁護士 2 名の計 4 名であった。
- (2) 冒頭、組合らは、第 2 回団体交渉で指摘した内容に基づいて進行したいと述べ、その後、要旨以下アからキまでのやり取りがあった。

ア 決算資料について

組合らは、第 2 回団体交渉で 2 年度と 3 年度の決算を提示するよう求めたが、本日まで 2 年度の決算書しか提示されていないと述べるとともに、2 年度の決算書について、買掛金と短期給付金が相殺されたのではないかという点及び累積黒字が減少した点について説明を求めた。

これに対し、会社は、3 年度の決算書は間もなく完成する見込みだが、同決算書は工場を閉鎖し生産活動を停止した後のものであるため、組合らに開示する意味があるのか疑問に思っていると述べた。

組合らは、例えばバランスシートや決算書で貸付金がどう処理されているのかなど決算書を見なければ交渉にならないとし、確定前であっても提示すべきだと述べたところ、会社は、3 年度の決算書を提示するかは社内で検討すると応じた。

次に、会社は、買掛金と短期貸付金が相殺されたのではないかという指摘について、直接に相殺しているわけではないとしつつ、返済を受けて現金化した短期貸付金のほとんどを買掛金の支払に充てていると説明した。

これに対し、組合らは、買掛金も短期貸付金もほとんどがC3グループ内で完結しているから、実際に資金が動いているわけではないと理解していると述べた。

さらに、会社は、売掛金を回収しているにもかかわらず会社の資金が減少した点について、買掛金などの支払が売掛金を上回ったことによるもので、C3グループの中で資金の操作などは行っていないと述べた。

これに対し、組合らが、内訳の説明を求めたところ、会社は、2年については生産期間が非常に短かったにもかかわらず、生産に関わる人件費が変わらなかったことにより資金が減少していると説明した。

しかし、組合らが、従業員数と平均賃金からして人件費以外の支出もあったはずだとして会社に更なる説明を求めたところ、会社は、想定外の事故で原材料費や廃棄費用などについても、かなりの支出があったのは間違いないと述べた上で、内訳を組合らに提示するかは検討するとした。

イ 会社の解散について

組合らは、3年12月17日に会社を解散する決議を行ったことについて、株主総会決議の際の議事録は本当に存在しないのかを確認したところ、会社は、議事録はないと回答した。

組合らが、どうしてこの日に解散決議を行ったのかを質問したところ、会社は、B2工場を閉鎖し土地の返却のめどが立ったため解散することにしたと述べた。

ウ B2工場の閉鎖について

組合らは、会社が元年6月14日にB2工場の存続と閉鎖の選択肢があるとの説明を行った際、その判断基準は何だったのかと質問した。

会社は、B2工場の老朽化と安全性の問題が生じていたところ、それらの問題を解決するためには多額の設備投資が必要であり、その投資を回収することができないから閉鎖となる可能性が高いことを、当時組合らに説明したと回答した。

これに対し、組合らは、どこから投資を調達するかを検討したのか、また、投資が難しいとのC3グループの判断が示されたのはいつだった

のかと質問した。

会社は、既に説明済みであるとしつつ、自己投資では難しくC3グループから投資を受けるしかない状況であったところ、元年12月にC3グループが投資を行うのは難しいという判断を示すに至ったと述べた。

その後、組合らは、設備投資を小分けにするなどの方法もあるのではないか、設備改修のプロジェクトを中断した理由を説明してほしいなどとして、B2工場の閉鎖に関する追及を続けた。

会社が、訴訟で争っている事実関係については、団体交渉の議題から外すことになっているはずだと述べたところ、組合らは、そんな約束はしておらず、訴訟で争っている内容であっても団体交渉で追及すると述べた。

エ 組合事務所について

組合らは、B2工場の解体後も組合事務所が残っているにもかかわらず、会社が土地を返却するめどが立ったと発言したことについて、地権者との協議の状況を質問した。

会社は、組合事務所以外の部分を返却するめどが立ったという意味での発言であり、組合事務所の部分は更地にできず返却できない状況が続いていると述べた。

オ 組合員の雇用確保について

組合らが、組合員の雇用先について第2回団体交渉以降の進捗状況を確認したところ、会社は、X3支部の委員長に組合員の個人面談を打診したところ、「組合としてはまだそういう時期じゃないから。」との回答であったため、一旦中断している、仕事を探すには職種や地域などの条件を踏まえる必要があることから意向を聞いてからと考えている旨を回答した。

これに対し、組合らは、組合員が非常に厳しい生活状況に置かれていると述べた上で、全面解決要求書の内容を先に進めてから組合員への面談という話になっていくと思うが、今から準備を進めておいてほしいと要望した。

会社は、組合員の雇用確保については重く受け止めており、楽観視は

できないものの検討する余地はありと述べた。

カ 金銭解決の内容について

組合らが、金銭解決の内容に関して、第2回団体交渉で指摘した事項について会社の検討状況を尋ねたところ、会社は、第一次提案の内容には、組合の指摘する差があったことを認めた上で、交渉により条件を検討していくと述べた。

続けて、会社が、組合の指摘する差を埋めれば、組合らは会社の和解案に沿った交渉をしてくれるのかと質問したところ、組合らは、早期退職の特別退職金に加え、2年9月30日の解雇から和解時点までの期間についてバックペイを確保すること、更に各組合員の定年退職までの賃金相当額を保障することが解決の前提条件であると考えていると述べた。

これに対し、会社が、組合らの要求額と会社の提示額には余りに大きな差があり、要求に応えられる状況ではないと応じたところ、組合らは、バックペイについては確実に払ってほしいが、定年退職までの賃金相当額については話し合う余地があるとした。

キ 裁判の経過と和解協議について

組合らが、4年4月28日で地位保全及び賃金仮払仮処分申立事件（前記5）の審尋が終了するところ、仮処分決定後になるとお互いに和解協議に関する議論がしにくくなる旨を述べたところ、会社代理人もこれに同意した。

15 6月14日の団体交渉

6月14日、3労組と会社とは、団体交渉を行った（以下「第4回団体交渉」という。）。

- (1) 組合ら側の出席者は、X1組合から1名、A4組合から2名、X2組合から1名、X3支部から3名の計7名であった。会社側の出席者は、当時の代表清算人及び弁護士2名の計3名であった。
- (2) 第4回団体交渉においては、要旨以下アからカまでのやり取りがあった。

ア 3年度の決算資料について

組合らは、前回団体交渉以降、3年度の決算書が開示されたと述べ、会社は、内容に関して質問等があれば回答したいと応じた。

イ 会社の解散について

組合らが、3年12月17日に会社の解散を決定した株主総会について、議事録や招集に関する資料の提示を求めたところ、会社は、議事録等を開示する予定はないと述べた。

ウ 組合員の雇用確保について

会社は、組合員の雇用確保について、過去に取引があった協力会社等に就労できないかを確認しているが、良い返事をもらえていないと述べ、今後定期的に確認していくことになると思うと説明した。

これに対し、組合らは、C3グループ全体の責任として、組合員の雇用を保障してほしいと述べた。

エ 金銭解決の内容について

会社は、B2工場閉鎖前に提案した早期退職制度と基本的に同じ考え方で解決金を積算しているところ、特別退職金については、給与規程ではなく退職金規程に基づいて算出しており、これはC6組合との和解条件も同様であると述べた。

その上で、C6組合との和解内容を踏まえ、第一次提案に、有給休暇の買取りや再就職支援金を加えるとともに、退職時期を2年9月30日から3年1月31日に延長し、その間に生じたはずの給与と賞与を支給する、退職金についても変わってくるだろうと説明した。

他方、定年退職と同率の積み増しを行うこと及び算定の基礎から加給を差し引かないことについては組合らの要求には応えられないとした。

また、会社は、組合らの全面解決要求書は、生涯賃金プラスアルファという構成になっており、この内容での解決は難しいと思っていると述べた。

その後、組合らは、金銭解決については、短期貸付金残高である〇〇円から〇〇円までの範囲で考えてほしいと述べた。

オ 裁判の経過と和解協議について

組合らは、近いうちに地位保全及び賃金仮払仮処分申立事件の仮処分決定が下される可能性もあるところ、会社が和解による解決を希望するのであれば、組合ら側としてもここで解決するのが現実問題として良い

だろうと考えており、内部で合意を促していく考えを持っていると述べた。

さらに、訴訟が本格化すれば、和解が流れてしまうケースも非常に多いため、労使双方が和解による解決を決意した上で交渉を行うか、非常に重要な局面にあると続けた。

これに対し、会社は、裁判で勝敗を決することを目的としているわけではなく、和解条件で折り合って解決できるのであれば有り難いとしつつ、別の雇用先を確保するのが難しい状況にある中で、金銭のみでの解決を図るとなると、どこで折り合いが付くのか悩ましいと述べた。

カ 組合事務所について

組合らは、B2工場の敷地の返還を巡り、会社に地権者に対する違約金が発生していることについて、会社の財産が減少するのは好ましくないとし、先行して部分的に解決したいと述べた。

16 第二次提案

4年7月20日、会社は、3労組に対し「和解のための解決案について」と題する文書を提示し、第4回団体交渉を受けて第一次提案（前記9）に〇〇円を上乗せし、以下の内容にて合計〇〇円を支払うことを提案した（第二次提案。以下、第一次提案と併せて「会社提案」ということもある。）。

①貴組合の組合員ら個人分	金額	第一次提案における提示額
a 当社の提示していた早期退職制度の特別退職金の貴組合員らの合計分	〇〇 円	〇〇 円
b 特別退職金としてC6組合に対しaの条件から上乗せした金額の総額	〇〇 円	〇〇 円
c 2年10月31日から3年1月31日までの期間に在籍していれば生じる月例給与相当額	〇〇 円	〇〇 円
d 2年10月31日から3年1月31日	〇〇 円	—

までの期間に在籍していれば生
じる賞与相当額

e	再就職支援金	〇〇円	—
f	2年9月30日時点未使用年次有給休暇の買上げ相当額	〇〇円	—
g	2年10月31日から3年1月31日までの期間に在籍していれば生じる退職一時金増額分相当額 (ただし、定年後再雇用期間を満了した組合員1名を除く。)	〇〇円	—

②貴組合らへの解決金		金額	第一次提案における提示額
h	労働委員会における組合事務所のあっせんの件で委員会から提示された協定書案に記載の条件で当社の見積もった金額を踏まえた解決金	〇〇円	同左
i	本和解において解決できることを前提に追加して提示する解決金	〇〇円	同左
合計額		〇〇円	〇〇円

* なお、特別退職金の算定基礎となる1か月分は、基本給、職能給、年齢給及び地域給の合計額とする。

17 仮処分決定

4年7月20日、名古屋地方裁判所は、地位保全及び賃金仮払仮処分申立事件（前記5）について、組合員10名の解雇（前記3(11)）の有効性を認める判断を示した上で、組合員10名の申立てを却下した。仮処分の決定書は、同月22日に会社に送達された。

18 8月18日付けの要求書

8月18日、3労組は、3社に対し、要旨以下(1)から(9)までの内容を記載し

た同日付けの要求書を提出した（以下「8月18日付要求書」という。）。

- (1) 団体交渉にC1会社の代表取締役等が出席し、100パーセント親会社としての責任を果たすこと。
- (2) 3年1月27日以降の組合事務所の使用妨害等の責任を明らかにし、損害金を支払うこと。
- (3) 組合掲示板等の撤去の責任を明らかにし、損害金を支払うこと。
- (4) X3支部の切り崩しについて損害金を支払うこと。
- (5) 組合事務所が最終的になくなる場合、組合事務所がなくなることについての損害金を支払うこと。
- (6) 4年3月16日以降のB2工場の敷地の賃料又は賃料相当の損害金〇〇円の取扱いを明らかにすること。
- (7) 解雇から和解成立時までの給与及び一時金並びに慰謝料を支払うこと。
- (8) 雇用先が見付からない場合、雇用に代わる損害金を支払うこと。
- (9) 今回の労働争議にかかった諸経費を支払うこと。

19 8月26日の団体交渉

8月26日、組合らと会社とは、団体交渉を行った（以下「第5回団体交渉」という。）。

- (1) 組合ら側の出席者は、X1組合から1名、A4組合から2名、X2組合から1名、弁護士1名の計5名であった。会社側の出席者は、当時の代表清算人及び弁護士2名の計3名であった。
- (2) 冒頭、組合らは、会社の第二次提案及び3労組の8月18日付要求書を踏まえ団体交渉をまとめていきたいと述べ、その後、要旨以下アからエまでのやり取りがあった。

ア 3労組の要求内容について

組合らは、8月18日付要求書の内容として、以下(ア)から(ケ)までのとおり述べた。

- (ア) 和解金については、3年末時点で会社には〇〇円ないし〇〇円の貸付金が残っており、その範囲で回答してほしい。
- (イ) 組合事務所の問題について、組合掲示板の撤去の問題も含め、3労組の要求は〇〇円であり、会社の提案する〇〇円とは、〇〇円の差が

ある。

- (ウ) 争議には、〇〇円程度の経費がかかっており、会社の提案した〇〇円との差額は大きく広がっている。
- (エ) C6組合との差別問題について、組合らは、是正されていると認識している。
- (オ) X3支部の切り崩しについては、〇〇円程度の損害が生じている。
- (カ) 退職金について、定年退職の際の割増率を用いて計算すると、組合らの要求と会社の提案には、〇〇円程度の差がある。
- (キ) バックペイについて、解決が遅くなるほど増えていくという状況にあり、4年8月末時点で計算すると〇〇円程度になる。
- (ク) 雇用確保について、再就職先を確保してもらえない組合員への金銭補償を改めて要求する。
- (ケ) 以上を合計すると〇〇円程度となり、貸借対照表上の貸付金とほぼ同額に相当する。

イ 組合事務所の問題について

組合事務所の問題について、組合代理人は、会社が、組合らに無断で鍵を外して組合事務所に立ち入ったこと並びにエアコン及び組合掲示板を撤去したことは、民事責任だけでなく、窃盗や住居侵入といった刑事責任にも関わることだとして、会社は違法行為に対する責任を取るべきだと述べ、その後、組合事務所の鍵やエアコンの撤去の問題についてやり取りが続けられた。

会社は、組合事務所が使えなくなったことについては申し訳なく思っているが、必要があり話し合いを重ねた上で執った措置であることから、違法であるとは思っていないと述べた。

また、会社代理人が、会社の取るべき責任とは具体的に何を想定しているのかと質問したところ、組合代理人は、民事上の責任であれば損害賠償だし、刑事上の責任であれば責任者が自首するのも一つのやり方であるとした上で、謝罪をするのは当たり前で、ゆうじょを要請するという解決方法もあるだろうと述べた。

ウ 第二次提案について

会社代理人が、組合らがここまで述べた要求内容から、組合らは会社の第二次提案を受け入れられないということかと質問したところ、組合代理人は、「皆さんはとてものめないと思ってる。」と述べた。

エ 団体交渉の打切りについて

会社は、過去4回の団体交渉において組合らとの歩み寄りがあったと思っていたが、8月18日付要求書の内容は昨年 of 全面解決要求書に戻ったように思うとした上で、これ以上議論しても、和解に近づけるとは考えられない、双方には金額だけではなく考え方にも隔たりがあり、これ以上協議を続けても成果は得られないというのが会社の判断だと述べた。

これに対し、組合らが、第5回団体交渉に臨むに当たってあらかじめ打切りを決断していたのか尋ねたところ、会社は、元々難しいとは思っていたが、本団体交渉での組合らの主張を聞いて、もはや和解に至るのは難しいと思うに至ったと応じた。

これに対し、組合らが、8月18日付要求書の各項目について回答するよう求めたところ、会社は、組合事務所等の問題については、第二次提案以上の金額は用意しないこと、X3支部の切り崩しは行っていないため損害金を支払う必要はないと考えていること、工場敷地の返還を巡る問題については回答するつもりがないこと、組合員の解雇に関する解決金は第二次提案のとおりであること、組合員の雇用確保は難しくそれに代わる損害金の支払も考えていないこと及び労働争議にかかった諸経費を認めるつもりはないことなどを順に述べた。

これに対し、組合らは、3労組が財務諸表を確認しつつ全面解決要求書から要求額を大きく下げていると述べたところ、会社は、会社としても第二次提案で提示額を引き上げたが、3労組の要求との差は大きく、妥結に至るのは難しいと述べた。

さらに、組合らが、組合らの要求する額を払えない理由を財務諸表に基づいて説明するよう求めたところ、会社は、組合にとっては納得のいかない金額だとは思いますが、第二次提案は、第4回団体交渉において組合から仮処分決定が出る前に解決を図るのが良いとの考えが示されたこ

を受け、会社としてできる限りの上乘せをして提示したものであることを理解してほしいと述べた。

組合らは、本件は、会社を解散して労働者を解雇するという重大事件であり、更に協議の回数を重ねなければ解決はできない旨を述べた。

20 団体交渉打ち切り後の経緯

- (1) 10月14日、3労組は、3社に対し、会社が団体交渉を打ち切ったことに抗議するとともに、和解協議を再開することを要請する内容の文書を送付した。

この文書には、組合員の解雇が昭和56年協定（前記2(1)）に違反しており無効であるとの主張や組合事務所の使用妨害が違法な行為であるとの主張が記載されていた。

- (2) 11月1日、会社は、3労組に対し、会社が団体交渉を打ち切ったのは、会社の大幅な譲歩にもかかわらず、組合らが会社提案と大きくかい離した要求を続けたためであるとして、「当社において提案していた現実的な案をベースとしたご提案をいただけない限りは、協議の進展の見込みがないことになりませんので、和解交渉の再開についてはいたしかねます。」と記載した文書を送付した。

- (3) 5年2月15日、名古屋地方裁判所は、地位確認等訴訟（前記5。名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第〇〇号事件）のうち、地位確認請求を却下し、その余の請求を棄却した。他方、組合事務所明渡請求等訴訟（前記6(7)。名古屋地方裁判所令和3年（ワ）第〇〇号）については、X3支部に対し、組合事務所の明渡しと建物の地盤崩壊を防止するために行った土留め工事に要した費用等の支払を命じた（以下、これらを併せて「名古屋地裁判決」という。）。

組合員10名と3労組は、名古屋地裁判決を不服として名古屋高等裁判所に控訴した（名古屋高等裁判所令和5年（ネ）第〇〇号）。

- (4) 2月28日、3労組は、3社に対し、団体交渉の再開及び会社の直近の財務資料の提示などを文書で要求した。この文書には、「2022年7月20日付回答書に基づく和解交渉を再開すること。」との記載があった。
- (5) 3月2日、会社は、3労組に対し、①第二次提案に基づく協議は4年8

月26日の第5回団体交渉において決裂・終了している上、名古屋地裁判決により会社の主張が正当なものとして認められたことで、和解に関する会社の考え方も大きく変わっており、もはや第二次提案に基づいて和解をする意思はないこと、②和解協議を行うに当たっては、判決の結果を受け止め、現実的かつ具体的な解決案を示してほしいこと、また、③和解協議のために会社の財務資料を提示する義務はないと考えていることを記載した文書を送付した。

21 本件の追加申立て

5年3月31日、3労組は、当委員会に対し、3社が第5回団体交渉で和解協議を打ち切ったこと及びその後団体交渉を拒否していることについて、組合員であるが故の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉拒否及び支配介入に当たるとして、本件の請求する救済の内容の追加を申し立てた。

22 追加申立て後の事情

- (1) 10月20日、名古屋高等裁判所は、名古屋地裁判決のいずれについても原判決を維持し、組合員10名と3労組の控訴を棄却した。組合員10名と3労組は、これを不服として、上告及び上告受理申立てを行った（最高裁判所令和6年（オ）第〇〇号、令和6年（受）第〇〇号）。
- (2) 6年3月7日、最高裁判所は、組合員10名と3労組の上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とした。
- (3) 4月1日、3労組は、当委員会に対し、会社が組合員らを解雇したことは、昭和56年協定（前記2(1)）に違反し、支配介入に当たるとして、本件の請求する救済の内容の追加を申し立てた。
- (4) 4月10日、3労組及びA4組合は、3社に対し、文書で団体交渉を申し入れたが、4月15日、会社は、既に決裂した和解協議を継続する意思はないことを文書で回答した。
- (5) 5月24日、3労組は、3社に対し、「争議の全面解決を求める要求書」を提示し、第二次提案に基づく解決金〇〇円を支払うことに加え、組合事務所のある建物の土留め工事に要した費用（前記6(7)、同20(3)、同22(1)(2)）の請求を放棄することなどを要求したが、5月28日、会社は、今後組合らと協議をしても和解の可能性はないことが明らかだとして、これを拒否し

た。

(6) 6月24日、3労組は、都労委令和元年不第91号事件及び都労委令和2年不第32号事件を取り下げた。

(7) 6月25日、3労組は、4月1日付けの追加申立て（前記(3)）を取り下げた。

(8) 8月5日、当委員会は、当事者の意見を聴取した上で、本件申立事項のうち、5年3月31日付けの追加申立て（前記21）のみを引き続き審査対象とし、前記第1. 1(2)を争点とすることとした。

同日、組合らは、5年3月31日付けの追加申立てのうち、C2会社及びC1会社を被申立人とする申立てを取り下げた。

第3 判 断

1 会社が、令和4年8月26日の第5回団体交渉で第一次提案及び第二次提案を撤回し、団体交渉を打ち切ったことは、X3支部の組合員に対する不利益取扱い及び3労組の弱体化を図る支配介入に当たるか否か（争点1）

(1) 申立人組合らの主張

会社は、第一次提案で提示した解決金について、C6組合の組合員とX3支部の組合員との差別額が〇〇円に上ることを認識した上で、第二次提案を提示するに至っている。第4回団体交渉において、会社が第二次提案はC6組合との差別を解消するものとすることを説明していることから、第二次提案はC6組合の組合員との差別を解消することを目的としたものといえる。

また、第5回団体交渉において、組合らは解決金を〇〇円の範囲内で更に譲歩することを示唆している。

こういった経緯があるにもかかわらず、会社が第5回団体交渉で和解協議を強引に打ち切って第二次提案を事実上撤回したことは、C6組合の組合員とX3支部の組合員に対する差別待遇を維持又は温存するもので、X3支部の組合員に対する不利益取扱いに当たるとともに、3労組とりわけX3支部の弱体化を図る支配介入に当たる。

(2) 被申立人会社の主張

第5回団体交渉において、組合らは解決金を〇〇円としたいと述べたが、

会社の第二次提案との間で約〇〇円もの大きな隔たりがあったため、折りのめどが全く立たなかった。

また、組合らは、第二次提案後もバックペイ等の要求や、グループ内外での雇用確保要求及びそれが不可能な場合にはその損害金の要求、組合事務所に関する損害金の要求をし続けていた。さらには、組合事務所に関して、民事上、刑事上の責任を取るよう求める過激な発言もなされており、組合らはおよそ和解を成立させ、解決しようとする態度ではなかった。

このように、組合ら側に歩み寄りの姿勢がみられず、和解協議の進展の見込みがないため、会社は和解協議を打ち切ったにすぎず、第二次提案を撤回するためではない。そして、協議が打ち切りとなった以上、組合ら自身が一顧だにしていなかった第二次提案を維持する理由は全くないものであり、この提案を維持していないこと自体は何ら不当労働行為には当たり得ない。

(3) 当委員会の判断

会社が、第5回団体交渉において、これ以上和解協議を続けても成果は得られないなどと述べて団体交渉を打ち切ったこと（第2. 19(2)エ）が認められる。

この点、組合らは、第二次提案はC6組合の組合員との差別を解消する趣旨の提案であるにもかかわらず、会社がこれを事実上撤回したことで差別的取扱いが維持され、その結果、X3支部の組合員に不利益が生じた旨を主張するので、以下、検討する。

ア 3労組とC6組合に対する対応の経緯について

3労組とC6組合への対応の経緯について、会社は、①B2工場閉鎖の前後を通じて早期退職制度の受入れを3労組に繰り返し働き掛けていること（第2. 3(6)(8)(10)、同9、同16）、②第二次提案において、X3支部の組合員とC6組合の組合員が受け取る特別退職金等の差異を全て解消し（同16、同19(2)ア(エ)）、同提案を第5回団体交渉の開始まで維持していること（同ウ）、③第一次提案及び第二次提案において、「貴組合らへの解決金」として組合事務所に関する解決金などの支払を提案しており（同9、同16）、3労組に対し、C6組合よりも更に有利な条件を提示していた部分もあることが認められる。

以上の経緯に鑑みると、会社は、3労組とC6組合の双方に対して特別退職金等を支給することによる解決を目指してきているところ、解決金の内容について両者に不合理な差を付けようとしたとは認められない。

そうすると、B2工場の閉鎖前から第5回団体交渉に至るまで、会社が3労組とC6組合とを差別的に取り扱う意思を有していたと評価することは困難である。

イ 団体交渉における協議の経緯について

次に、団体交渉における協議の経緯について、組合らが第2回団体交渉で第一次提案にC6組合との差別があると指摘したこと（第2.13(2)エ(ウ)(エ)）を受け、会社が第二次提案でC6組合と差があった部分を全て解消したのに対し、組合らは、第5回団体交渉において、差別が解消されたとの認識を示した（同19(2)ア(エ)）ものの、第二次提案については、組合代理人が「皆さんはとてものめないと思ってる。」と発言して（同ウ）、受入れを拒否していることが認められる。

また、第二次提案は、「3年1月31日までの期間に在籍していれば」と記載されている（第2.16）とおおり、同日付けで退職扱いとすることを条件とする提案であり、それは、C6組合との合意と同じであった（同4(3)オ）ところ、組合らは、第5回団体交渉に至るまで一貫して和解成立時点までのバックペイの支払を要求しており（同14(2)カ、同18(7)、同19(2)ア(キ)）、X3支部の組合員が3年1月31日付けで退職扱いとなることを受け入れなかったことが認められる。

加えて、組合らは、第5回団体交渉において、退職金の計算に定年退職の割増率を適用することや、雇用を確保できないことに係る損害金（第2.19(2)ア(カ)(ク)）といった、会社とC6組合との合意にはない要求も維持していた。

以上の交渉経緯からすると、会社がC6組合の和解条件と差があった部分を解消すべく対応したにもかかわらず、組合らが更に有利な条件の獲得を目指し続けたことにより、第二次提案に基づいて合意に向けた交渉を行うことが困難な状況に至り、組合らとC6組合との交渉結果に差が生じたものと評価せざるを得ない。

ウ 結論

以上の経緯に加え、会社が、団体交渉において会社提案について組合の質問や要望に具体的に回答する（第2. 15(2)エ）とともに、決算書などの資料提供を通じて可能な限り説明を尽くそうとする姿勢を示していた（同12、15(2)ア）ことなどの事情にも鑑みると、会社が、第一次提案及び第二次提案を第5回団体交渉で撤回し、団体交渉を打ち切ったことは、X3支部の組合員に対する不利益取扱いには当たらず、3労組の弱体化を図る支配介入に当たるともいえない。

2 会社が第5回団体交渉後、3労組が申し入れた争議を解決するための団体交渉を拒否しているのは、正当な理由のない団体交渉拒否及び3労組の弱体化を図る支配介入に当たるか否か（争点2）

(1) 申立人組合らの主張

ア 第5回団体交渉において、会社は、仮処分却下決定を得て態度をひょう変させ、第一次提案及び第二次提案を事実上撤回するため、第5回団体交渉を強引に打ち切ったのである。

組合らは、解決金を約〇〇円の範囲で考えていただきたいと提案しているものの、約〇〇円の上限にこだわる発言はしていない。また、第二次提案を拒否したこともなく、会社が団体交渉を打ち切ったせいで、第二次提案について意思表示ができなかったにすぎない。

このような労使の信義に反する行為は、不誠実団体交渉であり、3労組とりわけX3支部の弱体化を図る支配介入である。

イ 本件では、団体交渉の結果に被解雇者とその家族の生活がかかっているわけであり、第二次提案が示されてから第1回目の団体交渉で合意になることは考えにくい。更に団体交渉を積み重ねる中で解決の道が開かれるのであり、組合らは、会社が第5回団体交渉を強引に打ち切った際に、その場で抗議し、和解協議の継続を要求している。

ウ 仮処分却下決定が会社に送達されたのは4年7月22日であったところ、会社が第二次提案を提示した同月20日には近々仮処分決定が出るのが予定されていた。したがって、会社と3労組とは、仮処分決定の内容がどのようになろうとも、それまでの和解協議内容を踏まえて和解協議を続けると暗黙のうちに合意していたというべきである。

エ 5年3月2日、会社は、3労組の団体交渉申入れに対し、会社の第二次提案に基づく協議は第5回団体交渉において決裂・終了しており、同提案内容での和解協議をする意思は全くないと回答している。これは従来の団体交渉の内容と経過を無視して第5回団体交渉の内容をわい曲したもので、正当な理由のない団体交渉拒否及び支配介入に該当する。

(2) 被申立人会社の主張

ア 会社が第5回団体交渉に至るまでに2度にわたって大幅に譲歩した提案をしていたにもかかわらず、組合らは、会社提案を受け入れることも具体的な譲歩案を提示することもなく終局的に解決する選択をせず、不合理な要求である全面解決要求書に基づく要求をし続けた。そのことで双方の協議の進展の見通しがなくなり和解協議が決裂したものであるから、会社が団体交渉を打ち切った対応は正当なものである。

イ また、組合らは、会社が第5回和解協議を打ち切ったことにより第二次提案について意思表示をできなかったと主張するが、団体交渉終了後においても、組合らは第二次提案を受諾する又は提案に基づいての協議を継続したいと述べることもなかったのであり、後付けの主張であることは明らかである。

ウ 組合らは、第二次提案後に行われた第5回団体交渉を「第1回目」の団体交渉であるなどと支離滅裂な主張を展開しているが、第二次提案は第5回団体交渉に至るまでの経過を踏まえて提示しているものであり、組合らが要求ばかりせず、会社の提案を受け入れていれば合意できていたはずである。

エ 仮処分決定の内容にかかわらず団体交渉を続けるとの暗黙の合意など存在しない。

むしろ、仮処分決定で会社の主張が認められたにもかかわらず、会社が、第5回団体交渉においてもなお第二次提案を取り下げることなく、同提案を前提とした協議を試みたことは、誠実に対応していたあかしである。

(3) 当委員会の判断

ア 第5回団体交渉の打ち切りについて

4年8月26日の第5回団体交渉において、会社が団体交渉を打ち切ったことが認められる（第2. 19(2)エ）ところ、会社は、3労組が全面解決要求書に基づく要求をし続けたことにより、双方の協議の進展の見通しが立たなくなって和解協議が決裂したのであり、団体交渉の打ち切りには正当な理由があると主張するので、以下、検討する。

(7) 労使双方の主張の隔たりについて

和解の解決金について、会社が第二次提案で約〇〇円を提示した（第2. 16）のに対し、組合らは〇〇円程度を要求しており（同19(2)ア(7)(カ)、両者の提示額には約〇〇円もの差が生じていたことが認められる。

また、会社が早期退職制度と同様の枠組みで一定の特別退職金等の支払を提案した（第2. 3(8)、同9、同16）のに対し、組合らは、C6組合と同条件での特別退職金等にとどまらず、和解時点までのバックペイや定年退職時までの雇用保障又はそれに代わる損害金、更には争議経費までを会社の残余財産の範囲で支払うよう要求しており（同8、同14(2)カ、同18、同19(2)ア(7)(キ)(ク)(ケ)、双方の解決に対する考え方は金額の問題にとどまらず根本的に異なっていたことが認められる。

さらに、仮処分決定後の第5回団体交渉に至っても、組合らは会社が有する貸付金残高である約〇〇円の範囲内では述べつつも（第2. 19(2)ア(7)(カ)、どの程度までの譲歩が可能かという具体的な提案はしていない。組合らは、この額は要求する上限額を示したものと主張するが、もとより会社の保有額を超える和解は通常は困難であり、組合らが改めて上限額を言明することの意味が判然としないこと、組合らが主張するところの上限額以内である第二次提案に応じられないと主張しており（第2. 19(2)ウ）、それを超える水準を求めていると解されること、組合らの要求額がおおむね〇〇円前後であること（同ア(カ)）などを併せて考量すると、客観的には組合らが当該上限額と同等額とはいえないまでも、それに近い水準を求め続けているものと受け止められ得るものである。また、組合らが組合事務所に関する会社の対応を執ように糾弾する姿勢であったこと（第2. 19(2)イ）からも、組合

らと会社との主張の隔たりは大きく、それが解消する可能性も乏しかったとみざるを得ない。

(イ) 和解を模索してきた経緯について

組合らと会社とは、工場閉鎖の案が浮上してから通算19回にわたり団体交渉を重ね、和解を模索してきた経緯がある（第2. 3(3)(6)、同10、同13、同14、同15、同19）。その中で、会社は、第一次提案及び第二次提案において、解決金の内訳を項目ごとに示した（同9、同16）上で、団体交渉においても組合らからの質問や要望に対して、具体的に回答を行うなど（同15(2)エ）、自らの提案を根拠づけるために十分な情報提供を行うよう努めていることが認められる。

加えて、会社は、①第1回団体交渉における組合らの求めに応じ、謝罪条項に関する文書や2年度の決算書を送付し（第2. 10(2)アイ、同12）、②第3回団体交渉における組合らの求めに応じ、3年度の決算書を提出する（同14(2)ア、同15(2)ア）など、組合らの要求に対しても可能な限り譲歩をしたり説明を尽くそうとする姿勢が見受けられる。

一方、組合は、第3回団体交渉で仮処分決定が出ると和解協議がやりにくくなる旨を述べ（第2. 14(2)キ）、第4回団体交渉では、仮処分決定が近いことを引き合いに出して、和解による早期解決を図ることを示唆している（同15(2)オ）ことから、労使双方が、仮処分決定前までに和解交渉を成立させるべきものと認識していたことがうかがわれる。こうした状況にあって、会社が、第二次提案において第一次提案の約1.5倍に当たる金額を提示した（第2. 16）のに対し、組合の8月18日付要求書には、会社の提案に歩み寄った記載はみられなかった（同18）。

(ウ) 結論

以上の経過によれば、①双方の主張の隔たりが大きく組合らが第二次提案の受入れを拒否したことから、既に議論がこう着しており和解協議を継続しても進展はなかったとみざるを得ないし、②会社が組合らへの説明に努め新たな提案も行っていたことなどからして、会社の対応が不誠実であったと評価することもできない。

さらに、労使双方が仮処分決定前を和解交渉成立のタイミングと認識していた中で、会社が大幅な譲歩案を提示したにもかかわらず、組合らが柔軟な対応を示さなかったという経緯も踏まえると、会社が正当な理由なく第5回団体交渉を打ち切ったとは認めることはできない。

イ 会社が4年11月1日に団体交渉を拒否したことについて

4年10月14日、組合らが、会社に対し、組合員の解雇が昭和56年協定に違反しており無効であることや組合事務所の使用妨害が違法な行為であることを主張し和解協議の再開を申し入れた（第2. 20(1)）ことが認められる。

しかし、その際、会社提案への歩み寄りはなく、組合の要求や解決に対する考え方が第5回団体交渉終了時点から変化しているとはいえないから、仮に団体交渉を再開しても和解に向けた協議が進展する可能性があったと評価することは困難である。

したがって、会社が、11月1日に、組合に対して和解交渉を再開しないと回答した（第2. 20(2)）ことには相応の理由があったといわざるを得ない。

ウ 会社が5年3月2日に団体交渉を拒否したことについて

5年2月28日に至って、組合らは、「2022年7月20日付回答書に基づく和解交渉を再開すること。」として団体交渉を再開することを要求した（第2. 20(4)）が、会社はこれを拒否した（同(5)）ことが認められる。

この点、組合らは、会社が3労組の求めに応じて団体交渉を再開しなかったことは、従来の団体交渉の内容と経過を無視した正当な理由のない団交拒否であると主張する。

しかし、組合らと会社とは、前記ア(イ)のとおり、工場閉鎖の案が浮上して以降、通算19回にわたり団体交渉を重ね、和解を模索してきた経緯があり、会社にとって第二次提案は、裁判所の判断が下される前の段階で紛争を早期に解決するために提案したものであったところ、名古屋地裁判決で会社の主張が全て認められ、組合らの請求が棄却される（第2. 20(3)）という状況の変化があったことや、組合らが「2022年7月20日付

回答書に基づく和解交渉を再開すること。」と要求するにとどまり、協議の進展が見込まれるような具体的な和解案の提案を行っていないことを考慮すると、会社が、もはや第二次提案をベースにした協議を再開する必要はないと判断したのもやむを得ないことであるといえる。

このほか、団体交渉を再開すべき特段の事情について組合らから疎明はなく、2月28日の団体交渉申入れをもって会社が団体交渉の再開に必ずべき事情が生じたと評価することは困難であるといわざるを得ないから、組合らの主張は採用することができない。

エ 結論

以上のとおり、会社が、正当な理由なく第5回団体交渉を打ち切ったとはいえず、その後、3労組が申し入れた団体交渉を拒否していることにも相応の理由があるといえることができる。

したがって、会社が第5回団体交渉後、3労組が申し入れた争議を解決するための団体交渉を拒否していることは、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらず、また、3労組の弱体化を図る支配介入にも当たらない。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、本件申立てに係る各事実は、いずれも労働組合法第7条に該当しない。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

令和7年10月21日

東京都労働委員会
会 長 團 藤 丈 士